

## 令和7年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）は、県民の暴力団排除意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、

- 暴力団追放のための広報啓発活動
- 市町村及び民間暴排組織の活動に対する支援
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 暴力団員等による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の7項目を柱として事業活動を推進した。

結果は、次のとおりである。

### 1 暴力団追放のための広報啓発活動

#### (1) 暴力団排除気運の醸成活動

##### ア 広報啓発資料の作成・配布

##### (ア) 暴排ポスター等の作成・配布

・暴排ポスター	14,200枚
・闇バイト加担防止啓発ポスター	5,500枚
・「No!闇バイト」チラシ	1,000枚
・機関紙「ぼうつい91号」	18,000部
・機関紙「ぼうつい92号」	18,500部
・小冊子等	
「不当要求防止責任者教本」	2,000部
「一人ひとりの心に拡げる暴力団追放運動」	4,800部
「暴力団情勢と対策」	2,300部
「Q&Aカスタマーハラスメント対策ガイド」	1,350部
・暴追センター手帳	600冊
・令和7年度賛助会員用チラシ	500部

##### (イ) SDGsに配慮した取組

ちばSDGsパートナー登録に基づき、使用する再生紙を古紙パルプ配合率70%以上のリサイクルPPCに変更し、SDGsに配慮した取り組みを行った。

##### (ウ) 新規広報資料の作成・配布

4月1日に法人名を改称するとともに、事業対象も暴力団に限定せず、「匿名・流動型犯罪グループ」等新たな犯罪集団にも対応していくこととした。

新規広報資料として、SNS上での高額報酬をうたう、いわゆる「闇バイト」募集に対し、犯罪への加担防止を目的とした啓発ポスターを制作し、各種機会を通じて配布した。

また、県警少年課と共同で、少年の「闇バイト」への安易な関与防止を目的としたアニメ啓発動画を制作し、インスタグラムで配信した。

さらに、賛助・協力団体である公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会のホームページに啓発ポスターの掲載を依頼し、周知の徹底と暴追センターの認知度向上に努めた。

#### イ 広報活動の展開

(ア) 4月13日の大相撲千葉場所及び8月30日の大相撲旭場所において、暴排広報グッズを配布し、広報啓発活動を実施した。

(イ) 県警少年課との共同で、少年の「闇バイト」への安易な関与防止を目的としたアニメ啓発動画を制作し配信した。

#### (2) 暴追センター賛助会員の加入促進

賛助会員の退会や会費減額の要望が一部に見られたものの、継続加入の維持と積極的な入会募集に取り組んだ結果、新たに9企業、3個人が入会した。

#### (3) 暴力団追放標語等の募集

全国暴力追放運動センター及び千葉県防犯協会と共同で、小学生・中学生・高校生及び一般を対象とした暴力追放運動用の標語及び啓発用ポスターを募集し、暴排気運の高揚を図った。

## 2 市町村及び民間暴排組織の活動に対する支援

### (1) 暴力団排除活動組織への支援活動

#### ア 暴排組織等への支援

地域住民、企業及び関係行政機関と連携し、住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした新たな暴力団排除協議会の設立はなかったが、令和6年に設立された富里市暴力団排除対策協議会をはじめ、各地域における暴力団排除協議会に出席し、関係行政機関等との連携に努めた。

#### イ 職域各対策部会及び分科会の活動支援

毎年開催される各種部会、分科会及び賛助会員企業・団体等の研修会等において、専務理事が暴排活動を趣旨とする挨拶を行うとともに広報資料の提供を行った。

#### ウ 県、市町村、地域、企業、団体等への支援

県、市町村、企業等の研修会等に講師を派遣し、啓発資料の提供や講演を行うなど、活動支援を実施した。

#### エ 暴力団排除宣言式への支援

千葉県知事部局主導の下で、千葉県商店会連合会が各地区商店会連合会に推奨している暴力団排除宣言に関し、令和8年2月15日、野田市商店街連合会が同宣言式を開催するに至った。

#### オ 広報啓発資料の配布

各種暴排協議会総会、部会、分科会、研修・講習などを通じた資料提供のほか、大相撲巡業会場において広報活動を実施した。

#### (2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習は、令和8年3月末までに予定数(39回)を開催した。

講習受講者数は、1,979人が受講し、前年度比90人増であった。

講習別の内訳は、定期講習768人、選任時講習1,123人及び聴講者88人であった。

リモート形式による講習を令和7年度中に3回(77人)実施した。

また、悪質クレマー及びカスタマーハラスメントへの対応要領を講習内容に取り入れ、講習内容の充実に努めるとともに「Q&Aカスタマーハラスメント対策ガイド」を新たに講習資料として配布した。

#### (3) 不当要求情報管理機関援助

各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を通じ、暴追センター事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、チラシ等の広報資料を配布するなど、暴排活動の更なる意識付けを図った。

### 3 暴力団に関する相談活動

#### (1) 暴力団員等による不当な行為に関する相談活動

令和7年中の相談件数は893件(前年比+48件)で、相談内容に応じて、警察への通報などの確に対応した。

相談受理・処理状況及び主な事例については、別紙のとおりである。

ア 暴追センター、自治体、賛助団体等の広報誌(紙)を活用した周知活動を実施した。

イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員(以下「相談委員」という。)として、常勤の専務理事及び暴追センター事務局員3名並びに非常勤の相談委員5名(弁護士2名、少年指導委員2名、保護司1名)の計9名により適切に実施した。

ウ 令和7年中における、いわゆる「民暴110番協定」(平成10年10月21日締結)に基づく相談の取扱いはなかった。

なお、本協定締結後における累計受理件数は64件であり、すべて完結している。

エ 三者(県警、弁護士会、暴追センター)による情報交換及び研究会の開催(ア)令和7年6月13日、千葉県弁護士会館において、東京三会(東京・第一東京・第二東京弁護士会)の弁護士を招き、指定暴力団本部事務所使用差止仮処分申立事件の事例に基づいた勉強会を開催した。

(イ)令和7年12月2日、千葉県弁護士会館において、三者による代表者訴訟に関する勉強会を開催した。

#### オ 相談業務に関する情報管理及び秘密保持の徹底

「相談事業と個人情報の保護に関する規程」の厳格な運用と情報提供要領を遵守し、情報管理規程、個人情報保護規程及び暴力団情報提供要領に基づいて適切な相談業務を実施した。

##### (2) 暴力団対策委員の委嘱

暴力団対策法に基づく相談委員（非常勤）5名（弁護士2名、少年指導委員2名、保護司1名）に対する委嘱式を4月4日に開催し、委嘱状の交付を行うとともに、関係する少年課長、組織犯罪対策課長等の警察幹部からの情勢説明を受けるなど、出席者相互の情報交換を行った。

#### 4 少年に対する暴力団の影響排除活動

##### (1) 少年に対する暴力団の影響排除の強化

各種協議会、部会、分科会、県・市町村における研修等、あらゆる機会を利用し、少年に係わる暴力団の実態の周知を図るとともに、影響排除気運の高揚を図った。

また、少年の「闇バイト」への安易な関与防止を目的として、啓発ポスター及びチラシを作成し、各種協議会や研修・講習等で配布するとともに、県内の高校に対してポスターを送付した。

##### (2) 少年指導委員の活動への支援

令和7年度は、県内7会場において、県下の少年指導委員287名を対象に県警組織犯罪対策課及び少年課から講師を招いた少年指導委員研修を実施した。

#### 5 暴力団員の社会復帰対策活動

##### (1) 暴力団離脱希望者の援助活動

暴追センターの広報誌等を通じて、暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい環境の構築に努めるとともに、関係機関と連携し、適切な対応に努めた。

##### (2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

暴力団離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹介機関、雇用事業者、矯正関係機関、暴追センター等で構成）総会を7月22日に開催した。同協議会において、受入事業者代表取締役による講演「出所者、暴力団離脱者の就労支援について」のほか、千葉保護観察所統括保護観察官から「保護観察所の就労支援について」、千葉刑務所統括矯正処遇官（社会復帰支援）から「拘禁刑制度及び千葉刑務所暴力団離脱指導について」の各報告を受け、今後の連携強化を図った。

また、他県で離脱支援を受けた暴力団離脱者1名の就労支援依頼に基づき、暴力団離脱者等の社会復帰支援マニュアルに従い、受入事業者への就労支援を行った。

##### (3) 離脱者受入事業所開拓と確保

警察と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業者募集に取り組み、責任者講習等の機会を通じて、警察が作成した支援企業募集チラシを配布するなどの広報活動を実施した結果、新たに受入事業者1社を登録した（令和8年3月末現在32社を登録）。

なお、令和7年度中の離脱者雇用給付金の支給実績は、1件5万円であった。

## 6 暴力団員等による不当な行為の被害者の保護救済活動

### (1) 被害者の保護活動

暴力団員が関わる民事介入事案や暴力団員による不当要求事案等、再被害や報復等のおそれがある相談については、被害防止に向けた助言に加え、相談者の意思を確認したうえで警察への通報を確実にを行うなど、関係者の保護に努めた。

### (2) 被害者の救済活動

令和7年度の見舞金支給は、報告事項2のとおり、暴力団員による傷害事件等の被害者5件8名に対し、合計10万円を支給した。

また、暴力団被害者等に対する民事訴訟費用等の無利子貸付の取り扱いはなかった（平成元年12月以降13件、合計金額15,764,000円を貸付け、償還免除を含み全件償還完了済みである）。

### (3) 民暴110番協定の活用

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者からの相談等を受けた場合には、相談者等が求める措置を迅速に実現し、被害の防止及び回復を図るため、県警、弁護士会及び暴追センターが緊密に連携し、効率的な事案対応に努めた。

## 7 暴力団排除対策のための調査研究活動

### (1) 暴力団等に関する情報収集

新聞等の公刊資料から、暴力団関係資料20件、28人のデータを入力して資料化を図り、暴力相談業務等に活用している。

### (2) 暴力団等の活動の実態調査

暴排組織支援活動、相談活動、講習・研修会等あらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めるとともに、インターネットをはじめとする各種媒体からの情報収集・分析にも努めた。

### (3) 暴力団に関する情報提供

暴排目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上及び被害防止や被害回復等、公益の程度を検討し、適切に情報提供を行った。